

不当労働行為救済命令取消請求裁判 判決要旨

第1 事案の概要

原告は、関連会社2社とともに、平成22年1月19日、東京地方裁判所において、会社更生手続が開始した。片山英二弁護士と株式会社企業再生支援機構が更生管財人に選任されている。同年8月31日、東京地方裁判所に本件更生計画案が提出された。同日、機構の企業再生支援委員会は、本件更生計画案が可決され更生計画認可決定がなされることを条件として、3500億円を出資することを決定した。

管財人らは、特別早期退職措置の実施以後、同年7月、運航乗務員、客室乗務員等を対象とする希望退職措置を実施した。その後、管財人らは、参加人らに対し、整理解雇の人選基準案を提示したうえで、同人選基準案に該当する運航乗務員に対し、同年10月から12月までのブランクデイ勤務、同じく客室乗務員にS10措置（その後S19措置）を指示した。管財人らは、参加人ら組合と、それぞれ複数回の団体交渉を行ったが、整理解雇の実施に関する両者の意見の対立は解消しなかった。参加人らは、整理解雇は行わない旨の要求について争議権にかけて要求の実現を目指すことを発議し、承認された（CCU10月29日、JFU11月9日）。

同年11月16日、機構の飯塚ディレクターと加藤管財人代理は、事務折衝の冒頭において、参加人らに対して、要旨、機構は、参加人らが争議権を確立した場合、それが撤回されるまで、本件更生計画案で予定されている3500億円の出資をすることはできないと組織として意思決定したこと（飯塚）、労使に争議を想定した争いがある場合には、更生裁判所が本件更生計画案を認可しない可能性もある（加藤）との本件発言を行った。同年11月19日、本件更生計画案は賛成多数で可決され、同月30日、東京地方裁判所は、本件更生計画案を認可した。また、機構は同年12月1日、原告に3500億円の出資をした。なお、JFUは争議権の一般投票を中止し、CCUは一般投票の結果、争議権が確立している（後にストライキ

は中止)。

参加人らは、平成22年12月8日、都労委に対し、本件発言が不当労働行為に当たるとして、救済申立をしたところ、平成23年7月5日、都労委は本件発言は労組法7条3号の支配介入に該当すると判断して救済命令を発した。原告は、同年9月1日、本件訴訟を提起した。

第2 理由の概要

1 本件発言は「使用者」の行為に該当するか

更生管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理処分権を占有するのであるから、機構は更生3社の従業員に対する労働契約上の使用者としての地位を有し、使用者としての権限を単独で行使できる地位にある。そして、飯塚ディレクターらは人員削減施策及び団体交渉を行っており、労働契約の使用者としての権利を行使し、義務を果たしていた。たしかに、機構は、原告に対する出資予定者の地位を有していたが、機構における更生管財人としての立場と出資予定者としての立場は、更生3社の再生支援という一つの目的の下で密接に関連しており、明確に区別されていたわけではなかった。以上より、本件発言は、労組法7条の「使用者」の行為であったと認められる。

2 本件発言が「支配介入」に該当するか

(1) 本件発言について

飯塚ディレクターは「機構の正式な見解」として本件発言を行ったところ、加藤管財人代理も同発言について「機構は、スト権を確立したら3500億円の出資はできないと決めた」と受け止めているなど更生管財人関係者等も本件発言をもって機構が組織として意思決定したと理解したことからすれば、本件発言は、機構が組織として意思決定したことを参加人らに対して表明したものと認められる。

(2) 本件発言の不当労働行為性

争議権確立のための一般投票は、労働組合が自主的に決定すべき事項である。本

件発言は、参加人らの各執行部に対し、労働組合の内部意思形成過程である争議権確立のための一般投票が行われている最中に、争議権を確立したときは、これが撤回されるまで、機構は、3500億円の出資を行わない旨意思決定したことを伝えるもので、争議権を確立したことによって原告の二次破綻、ひいては参加人等の組合員の解雇にもつながるという参加人等にとって不利益なことが生じる旨伝えるものであるから、労働組合の運営である争議権の確立に対して抑制を加える行為にはかならず、労働者の労働組合の運営に介入する行為である（労組法7条3号）。

（3）更生管財人の情報提供義務の履行としてされたとの原告の主張について

ア 管財人の情報提供義務について

更生管財人には、更生管財人の利害関係人に対する善管注意義務としての情報提供義務が措定できる場合があるものの、同義務が利害関係人の利益を目的として認められるものであることからすれば、更生管財人が利害関係人たる労働組合に対しした情報提供が、外形的には労働組合の運営に介入する行為に該当すると考えられるにもかかわらず、更生管財人の利害関係人に対する情報提供義務の履行として適法であるというには、少なくとも提供した情報の内容が正確であること、及び情報伝達の時期や方法が利害関係人の利益に反しないものであることが必要である。

イ 本件発言により提供された情報の内容の正確性について

本件発言にある「参加人らが争議権を確立した場合、争議権の行使により運航が停止して原告の事業が毀損するリスクが極めて高くなる」という点については、争議権を確立してからでも、団体交渉等により争議権の行使が回避されることは通常あり得ることであり、争議権確立のみによって直ちに運航停止や事業毀損リスクが極めて高くなるとまでは必ずしもいえない。また、管財人らは、参加人ら組合員以外を争議予定日の勤務に当てる等の調整をすることによって、運航停止を回避することも不可能とはいえないかった。

本件発言のうち「機構が（中略）3500億円の出資をすることはできないと意

思決定した」ことについては、企業再生支援委員会は出資を行わないことを決定する権限も有するところ、本件発言当時、そもそもその検討すら行われておらず、正確ではない。機構執行部（西澤社長、中村職務執行者、瀬戸職務執行者）は、本件発言と同趣旨の考えを有していたものの、それは最終的な判断ではなく、運航停止による事業毀損の可能性が回避されれば出資を行う判断をすることもあり得た。また、機構執行部のうち、企業再生出資支援員会の決定に関与できるのは西澤社長のみであったところ、争議権行使による運航停止のおそれについて人員配置に基づく具体的な検討をした上で出資の可否を判断すべきであるとの考え方を採用することも十分あり得た。

また、本件発言のうち「労使に争議を想定した争いがある場合には、更生裁判所が本件更生計画案を認可しない可能性もあること」については、加藤管財人代理の推測の域を出ないので、正確であるとは認め難い。

以上から、本件発言は、本件発言当時の組織としての機構の見解を正確に伝えるものであったとは評価できない。

原告は、機構執行部が出資に懸念を表明しているときに企業再生支援委員会が出資を実行することはないと主張するが、同委員会は執行部と別の複数の有識者によって構成されている機関であるから、異なる判断をすることがないとはいえない。また、原告は、参加人等の情宣等により、機構が3500億円を出資することが既に決まっているという誤った情報が流れていたから、正しい情報を伝達する必要があった旨主張するが、参加人らの情宣が基礎とする事実が、当時の原告の状況に照らして誤っているとまではいえない。さらに、原告は、CCUの争議権行使による運航業務の支障の有無は本件発言後に検証されたものであって、出資期日が迫る本件発言当時、機構執行部が本件発言内容を参加人らに伝えるべきとした経営判断は合理的である旨主張するが、本件発言当時、出資期日が迫り、参加人らの争議権行使による運航業務の支障の有無について検証する暇がなかったのであれば、参加人

らの労働基本権（争議権）を尊重し、機構の意思決定として参加人らの争議権が確立されるとこれが撤回されるまで出資をしないと決めた旨を参加人らに伝達してはならなかつたもので、これを経営判断の名の下に正当化することはできない。原告は、本件発言は3500億円の出資をするか否かという経営判断事項について、市場の圧力・抑止力の下、国民負担を発生させないという責任判断によりなされたものであるとも主張するが、正確ではない情報を労働組合に伝えることは市場の圧力や国民負担の回避の要請に基づくものとはいえない。

ウ 情報伝達の時期や方法が利害関係人の利益に反しないものであることについて

本件発言は、参加人等が争議権を確立するための一般投票を行っている最中に行われたもので、利害関係人の利益に害しない時期にであったとはいはず、情報提供義務の履行として適法に行われたものと認めることはできない。また、本件発言は、参加人らの執行部に限定して伝えられたものの、本件発言後には、同旨の内容が、加藤管財人代理らから原告の従業員等に伝えられており、本件発言の伝達対象を限定したことをもって、利害関係人の利益を害しない方法で伝えたとも評価できない。

さらに、原告は、参加人らの争議権確立の投票の結果を待ってから機構の見解を明らかにすることは現実的に有り得ないことであった旨主張するが、原告が指摘する取り返しがつかない状況となる危険性は、争議権行使により運航が停止した場合に生じるものであり、争議権確立によって直ちに生じるものではない。

（4）不当労働行為意思が存在しない等の原告の主張について

本件発言は、争議権の確立という労働組合の運営に関する事項に関し、参加人は争議権を確立したときは、機構は原告に対する出資をしないという不利益を告知する行為であり、労働組合の運営に直接干渉することを認識、認容してなされたものであるから、不当労働行為意思に欠けるところはない。

3 結論

以上によれば、本件命令には違法はない。